

大和市区書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内では喫煙しないこと。
- (2) 館内の指定の場所以外では飲食しないこと。
- (3) 館内の指定の場所以外では携帯電話等による通話をしないこと。
- (4) 指定管理者の指示に従うこと。

(貸出しを受けることができるもの)

第3条 図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所又は居所を有する者
- (2) 市内の学校、官公署、会社等に在学し、又は在勤する者
- (3) 前号に規定する学校、官公署、会社等の団体
- (4) 市長が他の市町村と締結した図書館の広域的な利用に関する協定に係るその市町村に住所を有する者
- (5) その他指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得た者及び団体

(貸出しの点数及び期間)

第4条 図書館資料の貸出しを受ける場合の点数は、1回につき10点（貸出しを受ける際、現に貸出しを受けている図書館資料がある場合は、その点数を含む。）以内とし、貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して14日とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号又は第5号に該当する団体が、図書館資料の貸出しを受ける場合の点数は、1回につき300点以内とし、貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して90日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、貸出しの点数及び期間を変更することができる。

(図書館資料の貸出しの制限)

第5条 貸出しをする図書館資料は、指定管理者が貸出禁止と定めたもの以外のものとする。

(督促)

第6条 指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けたものが、貸出期間満了後、当該資料を返還しない場合は、書面、電話等で督促を行うものとする。

(貸出しの停止)

第7条 指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対する貸出しを停止することができる。

(1) 前条に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しない場合

(2) 条例第10条の規定による賠償をしない場合

(貸出しの手続)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、貸出登録票に所定の事項を記入し、住所、氏名等を証する書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により貸出登録票の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、利用者カードを交付するものとする。

3 図書館資料の貸出しを受ける場合は、利用者カードを提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 利用者カードの交付を受けたものが、登録内容を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(利用者カードの有効期間)

第10条 利用者カードの有効期間は、交付の日から5年間とする。

2 利用者カードの交付を受けた者は、住所、氏名等を証する書類を提示することにより、利用者カードの有効期間の更新を受けることができる。

3 前項の更新を受けた場合の利用者カードの有効期間は、当該更新の日から5年間とする。

(利用者カードの再交付)

第11条 利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第12条 利用者カードの交付を受けたものは、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(図書等の複写)

第13条 図書館資料の複写を希望する者は、図書館資料複写申込書により各図書館長に申し込まな

ければならない。

- 2 図書館資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に基づき行うものとする。
- 3 前項に規定する複写に要する費用は、当該複写をする者の負担とする。ただし、公務上複写をするとき、又は各図書館長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

（様式）

第14条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	貸出登録票	第8条
第2号様式	利用者カード	第8条
第3号様式	図書館資料複写申込書	第13条